

「不適切な」日本語表現考

岡本 佐智子

Consideration on Avoiding Insensitive and Offensive Japanese Expressions

OKAMOTO Sachiko

Abstract: In Japan, there have been limited discussions on insensitive or offensive expressions, and only the mass media voluntarily termed them as “inappropriate” expressions and refrained from using them. Recently, as the number of foreign residents increases, Japan is changing into a multicultural society. In such a situation, how is it possible for people to recognize and respect the diversity of each other and to establish the society with no discrimination or prejudice? I will consider how we handle, react and eliminate the “inappropriate” expressions.

1. はじめに

ことばで社会を変えようとする公的な運動は、1964年にアメリカで公民権法が布かれたのを機に、60年代後半から活発化した、女性解放を掲げたフェミニストたちの言語研究による「言語改革」に代表される。ことばから男女差別をなくそうとする言語改革のうねりは世界中の女性たちに支持され、日本では80年代になってから「ジェンダー」の概念とともに公的に取り入れられ、男性優位だった社会構造に一石を投じた。

アメリカでは差別撤廃への意識化が促進され、70年代後半から80年代初頭に、「ポリティカル・コレクトネス (PC: political correctness)」という不平等なことば遣いに「政治的な公正さ」を求める運動が起こっている。人種、民族、宗教、性などで差別につながらないようにする表現が「政治的に正しい」とするPC運動は、やがてあらゆる表現に対して、ポリティカルに「incorrect」であるから是正すべきだ、といった過剰な「ことば狩り」へエスカレートしていく現象も現れる。こうした行き過ぎた抗議は、危険であると警戒されたり、揶揄されたりしたこともあった¹⁾。

90年代以降、米国では、PCの使用が増大するにつれ、その定義も用法も広範となり、反PC派の声も存在し続けているが、ことばで人間の平等を実現しようという本来の意は保持されてきている。

ことばだけを変えても差別はなくなる。その場しのぎにことばを言い換えても、差別的なことばは、社会構造や形態など社会の変化とともに現れてくるのが常であるから、その差別の本質が解消されなければ差別はなくなる、とするのが大方の見方であろう。しかし、差別的表現を検証し、議論したり確認したりすることで、人々がことばに内在する差別について考える意義は大きい。社会の少数派は、その不条理な社会的立場に耐えてきている。そうした人々が声をあげる場を設け、差別的表現が問題視されることで、差別をなくす行動への意識化が促進される。本稿では、多様化、多文

化がキーワードとなった日本の社会変化の中で、いわゆる「不適切な表現」とされてきた日本語表現を今一度、確認してみたい。

2. 日本における差別語

1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」では、第2条の基本的人権の享受について、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別もあってはならない」としている。第19条では「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する」と言語においても触れている。66年には「国際人権規約」が採択され、73年には国連の公用語の一つである英語に、女性の既婚・未婚を問わず「Ms.」を呼称表現とすることも採用されている。また、92年には「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言(マイノリティー権利宣言)」が採択されている。これらは、マイノリティーの人権が、ことばにおいても損なわれてはならないという共通の認識である。ちなみに日本は、96年には人種差別撤廃条約の締結国にもなっている。

日本で差別と差別語の問題が人権問題としてクローズアップされたのは、60年代後半から70年代に、部落解放同盟がマスメディアに対して部落差別とその差別的表現を糾弾したことにある。しかし、マスメディア側は、差別とその表現についての深い議論をすることよりも、事なかれ主義的に各社が自己規制という形でことばを言い換えていった。以降、その「差別語」「差別を助長する語」から、さらに「不快語」といったことばの問題が、機械的に「適切な」ことばに言い換えることで差別的表現を回避してきた。

社会の差別構造が不分明なまま、「差別はやめよう」、だから「差別語もよくない」といった風潮を、塩見(1982)は、「差別はいけない」という建前のことばが市民社会に通用することは、逆に具体的な差別を隠してしまうことになるのではないかと疑問を投げかけている。

1986年の男女雇用機会均等法の制定により、法令で職業や職種名に男女の区別がなくなり、1993年に障害者基本法が制定されると、障害者だけではなく、高齢者やひとり親家庭、貧困など、さまざまな社会の少数派、あるいは弱者と呼ばれる人々の平等を守る声が高まっていく。そして、2006年に制定されたバリアフリー新法は、「ことばのバリアフリー」へと発展させている。情報弱者をつくらないために、外国人生活者のための「やさしい日本語」をはじめ、「お役所」の専門用語や、増え続けるカタカナ語、難解な医療用語等の言い換えなど、だれにでもわかることばを使うことの重要性が認識されるようになった。

こうした動きの中で、差別語への問題は、筒井康隆氏が小説で「てんかん」に関する表現をめぐって1993年から95年にかけて断筆宣言すると、文学界やマスメディア内だけでなく、テレビ番組でもたびたび討論されるなど、差別語とどう向き合っていくか、人々の関心を集めた。過剰に差別語のレッテルを貼り、糾弾するのは言語浄化運動であり、表現の自由を奪うものである、伝統的に使われてきた表現を用いることは日本語の豊かさを失うものである、といった「表現の自由」主張派と、その表現によって傷つく人が存在したり、人の尊厳が損なわれるのであるから、使うべきではないといった「人権擁護」派の意見が対立した。

しかし、その決着は、マスメディアも社会も抗議や糾弾を恐れて、ことばを言い換えることで問題な表現に「フタ」をしてきた。徹底的に議論して物事を決める文化ではない日本の風土では、差別語

はあいまいな概念のまま「不適切な表現」と総称され、差別的表現に触れないことが解決策となった。

いうまでもなく、差別の問題はそれぞれの背景があるので一様ではないし、使用文脈によって差別的表現になるかどうか異なる。しかし、差別を是正する方法としてことばを言い換えることは、表面的とはいえ、差別のない社会にしようとするアプローチの一つでもある。

あることばによって一人でも不快な人がいるのであれば、使うべきではない、といった考え方は、たとえば、地方自治体の行政用語では「障害」は「害」ではないので「障がい」と表記することへつながった。しかし、当の障害者は「障がい者」と表記されても、現実の社会生活で「害」が取り除かれたわけではないと安直な書き換えを疑問視している。

私たちは社会的道徳的な「常識」に違反することをだれもが恐れている。また、他人に良く思われたいという願望があり、その気持ちの裏返しとして誰かを傷つけないという思いがある。そのため、言語表現はさまざまなユーフェミズム（婉曲語法）が作り出されてきた。しかし、こうしたユーフェミズムの危険性にも目を向けなければならないであろう。タブーとされることばを、当たりのよいことばに置き換えることで、本当の問題を覆い隠して、汚いものや理不尽なことを直視しなくなってしまうことは否定できない。差別語の言い換えはこのレトリックによって、意味を柔らかにしたことばを使っていることで、自分は差別をしていないし、差別もない、という錯覚をおこしてしまうことにある。

何が差別か、なぜ差別をしてはいけないか、その本質に向き合わないまま 30 年余りがたち、差別的表現に触れないことが社会の規範となってきた。この間、古典落語や時代小説、童話、歌謡曲などで不適切な表現がある作品は、回収、絶版、放送禁止とされ、差別語は公の場から消された。ところが、社会の世代交代が進むにつれて、近年、死語となりつつあった差別語が再び現れてきている。さらに若者たちは「ウザい、キモい」といった新たな不快語を生み出し、それが異質な者を排除するといった差別を助長する語へととなっている。

90 年代後半から日本語ブームが続き、日本語運用についての関心が高まっている現在、ことばの使い方に敏感な人々が増え、その「正しい」ことばの手引きが求められている。これまでの差別的表現を見直し、現代の「不適切」とされる表現を見直す必要性も出てきている。社会変化とともに差別語と向き合うことは、社会の差別をどう改善していくかにぶつかっていくので、容易ではない。しかし、そろそろ差別語をもう一度議論にあげ、皆が差別的表現とは何かを整理しておく時期を迎えているのではなかろうか。

3. 「不適切な表現」の言い換え

ウェブサイトでは「差別語一覧」といった禁句集が多々見られるが、そこには「なぜ差別なのか」は記されていない。新聞協会をはじめ、新聞・通信社、放送局では「差別語」「差別を助長する語」「不快語」のガイドラインを独自に設けている。しかし、「差別語」や「差別表現」は、個人の思想や信条、立場によってもその判断基準が異なっており、どのような文脈や意味で発したのかによって、その受け止め方は一様ではない。「差別語」と捉えられる絶対的な基準はないのであるが、社会的影響力の大きいマスメディアのことばの使い方の基本的な姿勢を確認しておきたい。

朝日新聞の用字・用語の『取り決め集』1994 年版における、差別語の言い換え用例の前書きには、「基本は人権の擁護」として、

人種、民族、身分・地位、職業（職種）、性別、病気・障害などについて、差別することは、人権を侵害するもので厳に慎むべきである。とりわけ心身障害者や被差別部落などにかかわる、いわゆる“差別用語”の扱いには、十分な配慮が必要である。これに対する基本的な姿勢は、人権を擁護すること、差別を受ける人の身になって考えることだ。

問題は、単に「禁句集」をつくり、言葉を言い換えれば、差別はなくなるといった安易な姿勢では解決しない。さらに、どう言い換えるのが最適か、どのように報道すれば差別の解消につながるのかを人権尊重の精神に立ち、絶え間なく検証する態度が必要である。

と記してある。また、読売新聞の『差別表現・不快語・注意語要覧』では、「使用しない」ことばと、「特殊な場合以外は使用しないほうがよい」とするもの、「文脈によっては使用しないほうがよい」ものに分類されているという。しかし、現在これらの用語の取り決めは内部資料で市販の手引きには掲載されていない。唯一、共同通信社(2008)の『記者ハンドブック 第11版』が、「差別語、不快用語」への対応を公表しており、それが雑誌や書籍等の編集者の指針にもなっている。そこには、

性別、職業、身分、地位、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは当事者にとって重大な侮辱、精神的な苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない。

例えば「障害を持つ（人・子ども）」という表現も、障害のある人が自分から障害を持ったわけではないので「障害の（が）ある（人・子ども）」と表現する配慮が必要だ。

ことわざ、成句などの引用についても、その文言の歴史的な背景を考え、結果として差別助長にならないような心遣いが必要である。

言い換えの例示をしているが、単純に言葉を言い換えればいいということではない。原則は「使われた側の立場になって考える」ことが肝要である。

基本的人権を守り、あらゆる差別をなくすため努力することは、報道に関わる者の重要な責務だからだ。

と前書きした上で、特に気を付けたい用語や不適切表現の言い換え例をあげている。その言い換えも機械的ではなく、たとえば、「植物人間」は人間の尊厳を欠く表現なので使わない、「○○っ子」「○○児」は子どもにレッテルを張ることになりがちなので安易に使わない、といったように、なぜ「差別語」「差別を助長する語」であるかが端的に説明されている。こうした言い換え説明は、最低限必要な現実的施策であると評価されている一方で、「問題な」ことばが言い換えられていくことで、現実問題に目を向けなくなり、それは差別を解消しようとする意識を喪失させてしまうことになる、といった批判もある。

4. 差別語とは

差別語の定義の難しさであるが、遠藤(2000)は、差別とは、「社会規範から見て、合理的な理由がなく」「個人あるいは集団がもつ生得的属性の差異を根拠として」「人の人間としての尊厳を傷つけたり、否定したりすること」と定義し、このような状況で発せられることば・文・表現が「差別語」ということになる。差別語であるか否かは、話者と相手との関係、場面、文脈によって決まるもので、固定的、絶対的なものではないとした上で、差別語となるのは、「人権を損なったり、不平等に扱う時で、そのようなことができるのは、被差別者より力があり、優位な側にいるものである」。したがっ

て、差別語になるのは、

- 1 マスコミの放送・出版物・教科書・公文書の中で使われるとき
- 2 政治家・裁判官・官僚・警察官・教員などが公的な場で発するとき
- 3 講演・講義など公の場で不特定の多数に話すとき
- 4 多数の話し手が少数の聞き手に話すとき

で、聞き手からは、反論したり、抵抗したりできない相手・場面のものである、としている。

またマスメディアが自主規制して「差別語」を言い換えているのは、なぜそのことばがよくないのかを考えるのではなく、読者や視聴者から抗議されるからで、逃げていただけである、と手厳しく批判している。たとえば、「めくら」がいけないのだから、「めくら判」も「めくら縞」「めくら減法」もいけない、と単純に連鎖的な自主規制をしていては、何が問題なのかが理解されないまま排除しているため、差別語を「つい、うっかり」使ってしまう、という構図が繰り返されてきた。そして差別語が抗議されると「差別のつもりはなかった」とわびる、あるいは、出身地域方言ではよく使うことばであるとか、辞書には「差別にあたる」とは記されていない、とかいった苦しい釈明が繰り返されている。

遠藤（2000, 2003）は、「めくら」がいけないのは、目が見えないこと、すなわち、いろいろな能力がない、だから憐れむという、社会的・歴史的に差別の意味がしみついたことばであるからだとして解説している。「めくら減法」「めくら判」は、「めくら」の語が付いているから差別なのではなく、「めくら」の無能力さを比喩としてつくった語であるから差別語になるのだと解説している。

西尾（2001）は、差別語であるかどうかは、その人がどんな立場（視点）に立ってモノを見るか、判断するかで決まるとした上で、差別語とは、人間の長い歴史のなかで、その実態のために当該の人たちが社会からスポイルされてきた、疎外されてきたという負の歴史（事実）を背負っていることば、と定義している。したがって「チビ、デブ、ハゲ、ブス」等の不快語は、そのことば自体は不愉快な存在になるので頻繁に使うべきではないが、少なくともその実態のために社会から疎外されるなどということはある得ない。日常生活で社会レベルでの実害は受けていない、だから差別語と不快語を同次元でとらえるべきではないとしている。そして、人間社会は不快語を暗黙のうちにある程度許容することで成り立っているのではないかもと見ている。

田中（2001）は、差別語とのしりことばの区別として、差別語はなによりも出来上がったステレオタイプ、紋切り型の特徴を共有されるとするグループに、その名称の元に、ある個人を強制的に所属させてしまうという、言語エネルギーの特殊な形であるとしている。

いずれも差別語と向き合ってきた研究者たちの定義であるが、「差別語」や「差別的表現」、「不快語」の見解が異なっているのは、それが使われる文脈や、その語が持つ歴史や社会的意味などの認識が、聞き手・話し手双方の立場や関係意識等にもよって流動的で多様であることの難しさにある。

5. 「外人」は差別語か

日本では、日本国憲法第14条により「すべての国民は法の下で平等であって」差別されないとされている。では、外国人はどうであろうか。入管法が改正された90年代以降「ニューカマー」と呼ばれる外国人居住者が急増し、法務省入国管理局調査では2007年末現在、外国人登録者数は215万人を超え、総人口の約1.7%を占めている。日本は多文化社会へ移行しはじめており、外国人集住地

区や都市などでは、外国人生活者と「共生」できる社会の実現をスローガンに掲げている。そして、異なった人々の多様性を尊重し、平等な社会をつくろうとする意識も高まってきた。

「差別語」の糾弾や確認が活発化した1970年代には、外国人や外国への差別的表現も言い換えが行われてきた。80年代には人権や差別表現への意識化が市民に浸透し、差別的表現が改められ、国内における外国人の雇用機会の門戸も開かれた。

国際化が始まった70年代は、国内の外国人登録者数は総人口の1%にも満たず、「あこがれ」の欧米先進国から来日した外国人を特別視し、「外人」と呼んでいた。80年代から90年代初頭には、アメリカ人作家や記者によって、日本人が「ガイジン」を排除し、疎外していることが報告され、その出版物が相次いだことから、「外人」は差別的なことばであるとした偏った見方が広がった²⁾。事実、日本社会は90年代後半まで、「外人／外国人お断り」を堂々と掲げる賃貸住宅の物件情報や公衆浴場、パチンコ店などの娯楽施設が登場し、その排他的言動は人種差別であるとして訴訟問題が起こっている。こうした「ガイジンお断り」の衝撃はアメリカ人記者によって世界配信されている³⁾。

このため、「外人」という語が、外国人差別につながるとして自粛されてきた。ところが、近年、再びマスメディアや公共の場で「外人」が使われ始めている。テレビのバラエティー番組では、コメディアンや一般視聴者が「外人」、または親しみと尊敬をこめた「外人さん」と発言しても、「外人」はそのまま放送されている。その一方で、字幕スーパーでは「外国人」と修正され、実際の音声を表記で覆い隠している。

日本人が「外人」と言うとき、多くは「外国人」の短縮語であり、そこに差別の意識はなく、中立なことばとして使っている場合が一般的である。それにもかかわらず、マスメディアはこれまでの取り決め通り、「外人」は差別を助長する語や不快語であるから、「なるべく使わない」ようにしている姿勢が見て取れる。つまり、「外人」は差別のことばなのか、区別なのか、揺れているということになる。

6. 「外人」再考

放送におけることばの拠り所となっている『NHKことばのハンドブック』(1992, 2005)では、「外国人・外人」の見出し語に、「外人」という言い方は、「外国人」とは異なったニュアンスがあり、外国人の中には、「外人」という呼称に抵抗を感じる人もいるので使わない、と使い方が記されている。しかし、多くの国語辞典には、「外人」は、「外国人」「異(国)人」が記載されているだけで、外国人と同義であるとされている。「外国人」項目はすべての辞書でほぼ同じような説明であるが、「外人」項目は、「外国人」以外の意味を載せている辞書もある(表参照)。

「外人」の見出し語では、『広辞苑』のように、第二版以降、語源の「敵視すべき人」が記されているものもあれば、『三省堂国語辞典』のように、外国人よりも「よそ者」の意が強いと記されている辞書もある。また、『新明解国語辞典』のように、使用を控えたほうがよいと注記する辞書や、東洋人以外を指すと説明している辞書もある。辞書は社会を追いかけて編纂されるものであるし、辞書の性格によってもその説明は微妙に異なっているのが常であるが、「外人」項目では、明らかに語の扱い方が異なっており、揺れていることがわかる。

70年代の日本では、外国人居住者数の多くは東アジア国籍であったため、肌の色が明らかに違う外国人は物珍しかった。このため欧米人を「外人」と呼び、似たような外見の東洋人は「国名+人」と読んで区別していた。それは、たとえば『研究社新和英大辞典 第5版』(2003)では、「外人

(foreigner)」の例文に「彼女の鼻は高くて外人のような顔立ちだ」とあるように、「外人」は明らかに白人を指しており、「外人＝白人」のステレオタイプを強固にしている。

表 日本語の辞書における「外人」とは

広辞苑 第1版	1961年	岩波書店	①自分と関係のない人。他人。②外国人。異人。
広辞苑 第2版	1969年	岩波書店	①仲間以外の人。疎遠な人。②敵視すべき人。③外国人。異人。
第6版	2008年	岩波書店	①仲間以外の人。疎遠な人。②敵視すべき人。③外国人。異人。
国語大辞典	1982年	小学館	①家族、親戚、仲間などの範囲の外にいる人。無関係な人。他人。 ②外国人。特に、欧米人をいう場合が多い。異人。
大辞泉 第1版	1998年	小学館	①外国人。特に、欧米人をいう。②仲間以外の人。他人。
大辞林 第2版 第3版	1999年 2006年	三省堂	①外国人。②内輪でない人。他人。外部の人。
三省堂国語辞典	2008年	三省堂	外国人の人。「外国人」に比べて、よそ者という感じを与える。
新明解国語辞典 第5版	1997年	三省堂	[無関係なよそ者、の意] 外国人。[同化を拒まれている異国人、 という意味で使われることが多いので、濫用すべきではない。]
新明解国語辞典 第6版	2005年	三省堂	外国人。[外国人をよそ者だと見る排他的な差別意識が含意され、 当の外国人にも不快感を与えることがある。]
集英社国語辞典 第2版	2000年	集英社	外国人。注：以前は主として欧米人を指した。
小学館日本語新辞典	2005年	小学館	よその国の人。特に、欧米人をさしている場合が多い。最近は一 般に人種を問わず「外国人」というのが普通。
新潮現代国語辞典	1985年	新潮社	①外国人。異人。(多く東洋人以外をさす)。②第三者。当事者以 外のもの。局外者。関係しない人。③他人。よその人。④その土 地の人でない人。

一方、英語の辞書、たとえば『Random House Webster's College Dictionary』(2005)に掲載されている「gaijin」は、日本においての「an outsider, foreigner」と説明されているのみで、それ以外の意味は記されていない。しかし、ウェブサイトの無料百科事典「wikipedia」での「gaijin」とは、「foreigner」や「non-Japanese」といった外国人の意味で、日本人の用法は、主に白人(Caucasians)に対して用いると記述されている。そして、現代では「外人」に軽蔑や蔑視の意はないことも説明されているが、非日本人を傷つけるので「politically incorrect」な表現であると指摘している。

現在も、日本で暮らす外国人の多くは「外人」と呼ばれることに拒否感を持っている。その使われ方の文脈が好意的ではない、というものである。しかも、見ず知らずの子どもたちに「外人」と指を指されたり、「ガイジン」だからわからないと決めつけられたりすることに不快感を強める。しかし、外国人集住地域を除けば、外国人と日常的に交流している日本人は少なく、外国人に異質な目が向かうことは日本に限ったことではない。また、非言語行動から見れば、日本人が日常で相手の顔を指さすことは、攻撃的な意味は持っていない。ところが、指差しの意味が攻撃や非難の意のみである文化の人々には、そこに解釈のズレが生じる。

自国では多数派であったり、外国人呼ばわりされたことがなかったりした人々が、外国の日本では少数派になり、疎外感を突きつけられるという要因もある。一方、日本人がことあるごとに「よそ者」である意で主に欧米人を「外人」と言うのは、その外見の異なりもあるが、自民族中心主義でふるまわれることへの違和感が大きいときでもある。「ウチ」と「ソト」の区別が常にある日本文化を、

その使い分けの意味を理解しようとせず、自文化の基準でステレオタイプ的に表面だけで排他的、閉鎖的そして、差別であると感じるようである。

90年代に、日本の入国審査の英語案内表示が、外国人を「エイリアン (alien)」と法律上の英語で表記していたことから、英語国では、エイリアンは役所ことばなので冷たい感じを与えるとか、当時話題となった同名の映画から、外国人蔑視であると批判され、公文書も「foreigner」に訂正されている。

しかし、「foreigner」に言い換えたところで、英語でも「よそ者」といった感じを伴うので、目の前で相手に向かって使うことは排他的な意味合いになるので、避けたほうがよいのはどの国でも同様である。ところが、単一民族の意識が強かった日本では、いろいろな出身国の人々が隣人で平等であるという生活意識はつい最近までなきに等しかった。

日本社会では、言語をはじめ生活様式や思考方法、価値観の共通性が「ウチ」メンバーになるためには重要な要素であるが、明らかに異なる容貌と遠く離れた地理的距離感「ソト」「ヨソ」のイメージを強め、「外人」という枠組みが作られる。明治以来の西洋人への劣等感、特に豊かな国のアメリカ人への羨望から、「外人」には高い能力があるとした肯定的な意味合いも持っている。したがって「変な外人」や「外人プロレスラー」という表現は、疎外の意よりも、むしろ敬意や好意が含まれていることが多く、「外人」に差別意識がないからこそ、面と向かって「外人」を多用することになる。日本人の使う「外人」は、アメリカが戦時下に日本人を「Jap」と敵国視し差別していたレベルとは明らかに違う。差別か区別かは、その判断が難しいところではあるが、外国人との接触や交流が進み、相互理解が深まれば、その語の問題も解消されるであろう。これは、他の差別語についても同様である。

7. 辞書の果たす役割

奥山 (1993) は幕末・明治から現代までの『消えた日本語辞典』を編纂するにあたり、用例収集をしてみて、昔の人だけでなく戦後であっても、差別用語が臆面もなく使われていたことに随分驚かされたと言っている。

差別とは何か、差別語とはどういうことかといった視点で、ことばと社会の不平等さを掘り下げることから避けてきた日本社会では、こうした歴史的な表現とその背景を記録しておく価値は高い。

なぜなら現代の辞書は、その歴史的な使われ方が記述されておらず、同じような差別表現を繰り返さないように喚起しているとは思えない。差別語の可能性が高い語でも、使用上の注意を明記している辞書は少ない。「差別的な表現はしてはいけない」といった脅迫観念のような言語観ばかりが先行して、言語使用の歴史的事実と向き合った上で、自らことばを選択するということばの使い手の思考のプロセスを抜きにして、ひたすら差別用語を排除してきた。このため、政治家が差別語を不用意に使っては撤回・謝罪するというパターンがたびたび起きている。しかし、そもそもそうした表現を批判する前に、広く国民に差別的表現の基本的な知識を情報提供する媒体がないことが問題であろう。

アメリカでいち早く辞書に差別語の使用注意を掲載した『Random House Webster's College Dictionary』第1版 (1991) では、性差別の問題を含む見出し語に「usage notes」を付け、さらに巻末に「Avoiding sexist language」という解説記事が掲載されている。同辞書の第2版 (1997) 以

降は性差別語のほかに、新たに人種差別、障害者差別を含む「Avoiding Insensitive and Offensive Language」が巻末に付され、何が差別につながるのか、その基本的な問題が説明され、言い換え例が提示されている。

アメリカでは非差別的言語の重要性が社会で認知され、辞書の解説も明快になっている。たとえば、『American Heritage Dictionary of the English Dictionary』第3版（1992）では、「man」の項目なら、男女差別につながる man の用法についての問題点を紹介した usage note のほかに、「usage panel」を採用し、委託した委員（パネル）がどの程度、その用法を許容しているのかも掲載している。辞書や辞書編纂者が言い換えを押し付けるのではなく、読み手がその表現の情報から使い方を考え、選択する。つまり辞書の利用者にことばと能動的にかかわらせることで、社会の差別を意識化させ、自分のことばに責任を持たせようとしている。

こうした英語の差別的表現への「気づき」の提供は、世界の英語教育教材や英語辞書にも応用されてきている。それに比べると、日本の国語辞典や日本語辞典では、心身の障害や病名以外の記述は無きに等しく、21世紀になって、やっと「差別の可能性があるので使用を控えた方がよい」と記す辞書が登場するようになった。それだけでも進歩ではあるが、依然として「面倒なことばにはフタ」とばかりに、何が問題であるのかには触れていない。

古典落語や近代小説など、「不適切」な表現のある作品が、近年になって、断りを入れて原文のまま復活する作品も出てきたが、長い間使われなかったことばは死語となり、若い世代には原文のことばのニュアンスが届かない状態になっている。否定的なことばは社会からも辞書からも葬る方がよいのか、それともアーカイブとして保存・記録していくべきか、辞書の編集方針は限られた紙幅の中で悩ましい選択を迫られている。

また、差別語や差別を助長する語の言い換えは、学術用語や地理は例外であるとされてきたが、そうした専門用語が一般庶民に使われていくことを考えれば、その表現の言い換えも必要であると指摘されるようになってきた。たとえば、生物の和名には「メクラネズミ、コビトカバ、バカジャコ、アホドリ」などがある。こうした和名を言い換えるかどうかの見解は学会ごとに意見が分かれている。日本哺乳類学会種名・標本委員会のメンバーであった遠藤（2002）は、差別表現とされる和名には外貌や分布などの自然誌学的情報が含まれていることもあるので、そのまま使い続けると宣言している。その和名を使い続けても、社会の差別は憎悪しないし、そのことばを使い続けることこそ、社会の差別の解消に真正面から取り組む状態を作る。差別的であるからといって機械的に言い換えることは、ことばに対する社会の思考を停止させることになり、その結果残されるものは、何ら改善されない差別の現実と、豊かさを喪失した日本語になると主張している。差別がなくなればいいのか、ことばの豊かさを失った社会は、差別解消のエネルギーをも喪失してしまう。言い換えによって差別が解消されるという幻想は「愚」である、という結論を出している。

とはいえ、戦時下で生まれた和名には「シナ」や「チョウセン」を含む語が多く、これが外交となれば、和名によって差別される人間と差別する人間を浮き立たせ、深刻な問題に突き当たる。こうした語の存在を広く知らせるのは、専門書だけではなく、一般市民の言語使用の拠り所である国語辞典が果たすべき役割であろう。語の成立や使用背景を情報提供することで、日本人が自らことばを選択できるような言語使用環境をつくる時期を迎えているのである。

8. 終わりに代えて

日本では、90年代に男女差別をなくすための女性語研究がブームを迎えると、井出（1997）はその新展開を求めて、欧米のように常に男女に同じ権利がなければ差別であるという考え方を、そのまま日本に当てはめられない。文化が異なるのであるから、多面的な見方が必要である、と釘を刺している。これはアメリカのPC概念の導入も同様で、日本でPCを受入れるには、教育も行政も社会も同時に変えていく根本的な社会構造の革新が要る。あえて差別的な表現に向き合い、そこから差別を考えていくことが、社会を改善していくための一手段であるとすれば、差別する側だけでなく、差別を受ける側、双方の議論や意見交換がなくては意味がない。特に少数派の人々が声を上げられる場を提供することと、交流し、協働することが必要である。

日本社会の多文化化が進み、多様性を認め合う社会の実現は始まったばかりであり、異なった人々が混在する集団社会には偏見も差別も存在する。人や物事の区別は、そこに評価が加わることで無意識のうちに差別化が進み、「私は偏見も差別もない」と言える人は存在しないのが現実である。だからこそ、皆が平和に平等に暮らしたいと願っている。建前ではあっても差別的表現を言い換えることが多くの人々に受容されてきたのは、その思いが共感・共有されているからである。

筆者は、差別的表現と向き合うことは、そのことばの抱えている社会の問題も直視しなければならない重さから、何度も本稿の執筆を断念しそうになった。しかし、浅い概観であってもどこかで再考しておきたいと考えた。

50年代のサピア＝ウォーフの仮説が今も支持されているのは、言語を使用する者の認知の方法や思考は、無意識のうちにその使用していることばの影響を受けるという点にある。特に語彙はその使用経験を重ねることによって、特定のカテゴリーをつくり、独特のイメージをつくっていく。

ことばで社会を変えようとする言語学者たちの研究は、今も地道に続けられてきている。こうした実績がどの程度社会で反映されるかは、すぐに見えないものであるが、一人でもその研究に触れることで、小さな進展になるであろう。

私たちは思いもしないことばで傷付け合ってしまうことがある。そんなとき、まずは、客観的にそのことばでどう傷ついたのか、相手が本当に言いたかったことは何かを振り返る、コミュニケーション能力養成のプログラム改善も必要であろう。多文化社会における言語教育としてのランゲージウェアネスの必要性が高まっているが、それは他言語との異なりだけでなく、同一言語内においてもことばの根本的な意味が異なることを、意味論やメタファーからことばの見立て方を意識化させる学習機会提供の必要性があることを改めて確認している。今後、こうしたことばの認知からより具体的な研究を進め、差別語アウェアネスの方法を提案したいと考えている。

注釈

- 1) テレビ番組のコメディショーをはじめ、雑誌等の出版物にはPCをもてあそぶ風潮が生まれ、ユーモアと風刺の供給源になっていた。しかし、PC現象をからかった書籍も、英語を外国語として学ぶ日本では、たとえば『当世アメリカ・タブー語辞典』（1993）のように、ユーモアやパロディーとしてではなく、禁句集のように受け止められがちであった。
- 2) アメリカでは「gaijin」を使った小説やエッセーは80年代から多数出版されている。タイトルに「ガイジン」が入った漫画やエッセーは、日本人の国際交流や異文化間交流の不慣れな行動がデフォルメされ、パ

ロディー化されており、日本人を蔑視した描き方が目に付く。また、日本における「ガイジン」の存在はステレオタイプ化されており、否定的な内容に偏っている。

- 3) たとえば、東京都では90年代に公衆浴場の使い方を多言語で説明したポスターが作成されている。北海道小樽市の温泉施設では1998年から「外国人の方の入場をお断りいたします」という張り紙を提示し、入浴拒否は人種差別として提訴された。2003年12月には富山県高岡市の大手自動車用品店の入り口に、ロシア語で「日本語が理解できない人は入ってはいけません」と書かれた看板を掲示して、人種差別の疑いがあるとして撤去要請を受けている。

引用・参考文献

- 井出祥子 (1997) 『日本語学叢書 女性語の世界』 明治書院
- 宇佐美まゆみ編 (1997) 『言葉は社会を変えられる 21世紀の多文化共生社会に向けて』 明石書店
- NHK放送文化研究所編 (1992) 『NHKことばのハンドブック』 NHK出版 p.35
- (2005) 『NHKことばのハンドブック 第2版』 NHK出版 p.41
- 江上茂 (2007) 『差別用語を見直す—マスコミ界・差別用語最前線』 花伝社
- 遠藤織枝 (2000) 「差別語 まず実態を知ること」 『現代日本語必携 別冊國文学』 53 學燈社 pp.168-171
- 遠藤織枝 (2003) 『視覚障害者と差別語』 明石書店
- 遠藤秀紀 (2002) 「差別表現問題と哺乳類の和名」 『哺乳類科学』 42-1 哺乳類学会
- 岡本佐智子 (2008) 「社会がつくり出すことば」 『日本語教育能力検定試験に合格するための社会言語学10』 アルク pp.28-54
- 奥山益朗 (1993) 『消えた日本語辞典』 東京堂出版
- 荻部恒徳 (2001) 「英語差別用語の基礎的研究 (1):性差別語」 『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』 第4号
- (2006) 「英語差別用語の基礎的研究 (2) 一人種差別用語 Jap(s) を中心に一」 『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』 第9号
- 塩見鮮一郎 (1982) 『差別と言語』 せきた書房 pp.15-16
- 社団法人共同通信社編 (2008) 『記者ハンドブック 第11版 新聞用語用字集』 共同通信社 pp.516-521
- 田中克彦 (2001) 『差別語から入る言語学入門』 明石書店
- 生瀬克己 (1994) 『障害者と差別表現』 明石書店
- ニーマン, J. S.・シルバー, C.G. 著 本名信行・鈴木紀之訳 (1987) 『英米タブー表現辞典』 大修館書店
- 西尾秀和 (2001) 『差別表現の検証—マスメディアの現場から』 講談社
- ピアード, H.・サーフ, C 馬場恭子訳 (1993) 『当世アメリカ・タブー辞典』 文芸春秋
- 堀田貢得 (2008) 『改訂版 実例・差別表現』 ソフトバンククリエイティブ pp.161-226
- 湯浅俊彦・武田春子 (1997) 『多文化社会と表現の自由』 明石書店
- [on line]
- “Gaijin”. <http://en.wikipedia.org/wiki/Gaijin> (2009年1月10日アクセス)